

旨

調査ノ結果、平澤新治外三名ナルコトヲ判明シ評
細取調ノ上郵便物ヲ返還セシメ説諭放還セリ

標記等議其ノ後ノ状況左記ノ通り

記

本月二十二日工場主安井鈴木憲正ノ雇人水野忠吉當十
七年ハ工場ヨリ郵便物ヲ持参レ帰途争議団員等ニ奪取
セラレタル件ハ既報ノ通りナルカ所、本所原庭警署ニ
於テ極力犯人捜査ノ結果

府下南葛飾郡音響町大畑五五〇

飯治職工

平澤新治

明治三十二年五月十日生

今郡綾瀬町小谷野三一四

銭工職工

山ノ内實太郎

明治三十五年五月十二日生

今郡音響町請地七七四

山田慶治

明治三十三年七月十日生

本所區板川町三ノ

職工

岡茂栄次

明治三十三年二月十日生

一四名ナルニト判明シタルニ依リ廿六日被疑者等ヲ原
庭署ヘ全行シ詳細取調ヘタルニ當時被疑者等ハ警備員
ト称シ工場出入者ニ付テ注意中ナリシカ偶ニ水野ノ姿
ヲ見受ケ工場主ノ所在ヲ確メントシテ追究セシカ水野
ハ主人ニ迷惑ヲ及ボスモノナリト慰料ノ所在ヲ知ラサ
ル旨告ケタルニ所在不明者ヨリ郵便物持参方ノ命ヲ受
ケタリトセバ疑問ノ点アリ尚追スヘント申込ミタルカ